【GMCPLM0020】

障害者手帳に関連して

身体障害者手帳・療育手帳・
　精神障害者保健福祉手帳の概要
等級について
手帳所持の利点・欠点
更新時期
提案、まとめ

こころと身体のクリニック
医療法人社団
五稜会病院

令和5年7月作成

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者福祉手帳
根拠	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	療育手帳制度について (昭和48年厚生事務次官通知)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
交付主体	都道府県知事・指定都市の市長		
	中核市の市長	児童相談所を設置する中核市市長	
障害分類	・視覚障害 ・聴覚・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく障害 ・肢体不自由（上・下肢、体幹機能障害、脳原性運動機能障害） ・機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・HIV免疫・肝機能能）	知的障害	・統合失調症 ・気分〔感情〕障害 ・非定型精神病 ・てんかん ・中毒精神病 ・器質性精神障害（高次脳機能障害を含む） ・発達障害 ・その他の精神疾患
所持者数	4,910,098人	1,213,063人	1,263,460人

令和３年度 福祉行政報告例

● 身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される

- 身体障害者手帳は、原則、更新はない
- 障害の程度：障害の種類別に重度の側から１級～７級の等級
  身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）

● 療育手帳

知的障害があると判定された方に交付される

- 発達期（18歳まで）に現れた障害、知的機能障害、日常生活に支障がある
- 更新があるもの、ないものがある
- 手帳の区分：A（重度・最重度）、B（中度）、B－(軽度)

自治体に
よって異なる

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの

- 精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている
- 等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、１級～３級まである
- 市町村の担当窓口を経由、都道府県知事又は指定都市市長が行う

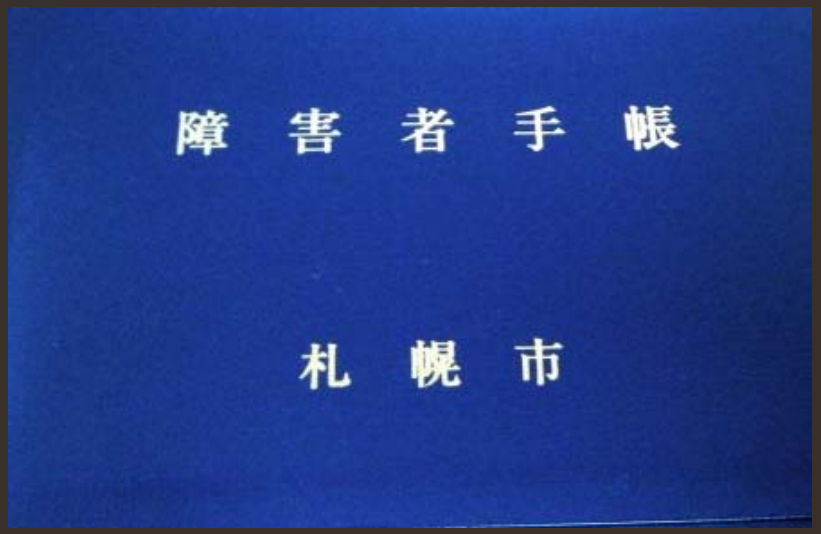

精神障害者保健福祉手帳の等級について

等級	どんな状態か
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（仕事をする上で困難があるほどの症状） ● 医療機関への外出は、付き添いがないと一人ではできない ● 食事の準備、片付けなどの生活が一人ではできない ● 金銭管理が難しい
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（単純な仕事であれば従事できる症状） ● 付き添いなしで外出できるが、何か起きた時に一人で対処できない ● 清潔保持を行うことが難しい ● 日常生活において、適切な発言ができないことがある
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの（一般就労が可能） ● 日常的な家事はできるが、手順が変わると対応できないことがある ● 周囲の人と行動を合わせられる ● 常に引きこもっているわけではない

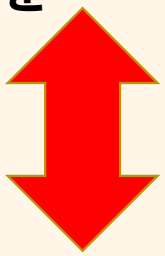

エクセルで作成

診断書

精神障害者保健福祉手帳

⑦生活能力の状態　※ 精神障害者保健福祉手帳の申請をしない場合は記載不要。

(1)日常生活能力の判定(該当する項目を一つ○で囲む)

※精神疾患以外による生活機能の制限は精神障害の程度の評価に加味することはできない。また、保護的環境でなく、単身生活を想定して判定すること。
児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。

1	適切な食事摂取	自発的にできる	自発的にできるが援助が必要	援助があればできる	できない
2	身辺の清潔保持	自発的にできる	自発的にできるが援助が必要	援助があればできる	できない
3	金銭管理と買物	適切にできる	おおむねできるが援助が必要	援助があればできる	できない
4	通院と服薬　（ 要 ・ 不要 ）	適切にできる	おおむねできるが援助が必要	援助があればできる	できない
5	他人との意思伝達・対人関係	適切にできる	おおむねできるが援助が必要	援助があればできる	できない
6	身辺の安全保持・危機対応	適切にできる	おおむねできるが援助が必要	援助があればできる	できない
7	社会的手続や公共施設の利用	適切にできる	おおむねできるが援助が必要	援助があればできる	できない
8	趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加	適切にできる	おおむねできるが援助が必要	援助があればできる	できない

(2)日常生活能力の程度(該当する番号を一つ○で囲む)

1　精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
2　精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
3　精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
4　精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
5　精神障害を認め、身のまわりのことはほとんどできない。

軽 ↕ 重

(3)上記の具体的程度、状態像(就労・就学・家庭生活の状況等)

上記のとおり診断します。　診断書作成日　令和5年7月2日

病院又は診療所の名称　医療法人社団　五稜会病院

精神障害者保健福祉手帳で受けられる支援・利点

税金や公共料金、就労、民間サービスなど、様々な控除や利用料割引などが受けられる
主に、経済的側面の利点が多い。日常生活を送る上での困難さを軽減できる

- 各種割引
  - 公共料金、公共施設の入場料、上下水道料金、携帯電話料金、NHK受信料の割引
  - 鉄道・バス・タクシーなどの運賃割引、心身障害者医療費助成
- 税金の控除・減免
  - 所得税や住民税の控除、相続税の控除、
  - 自動車税や自動車取得税の軽減（手帳1級が対象）
- 就労に関わるサービス
  - 障害者求人へ応募、ハローワークの障害者用窓口での相談
  - 障害者職業センターの利用、障害者雇用率へのカウント
  - 障害者職場適応訓練の実施、障害者福祉サービスが受けられる
- その他
  - 生活福祉資金の貸与、公営住宅の優先入居

ある札幌市内の
タクシー会社

- 身体障害者手帳、療育手帳所持の場合は10%割引
- ◆ 精神障害者福祉手帳は割引対象外

精神障害者保健福祉手帳を利用する欠点

精神障害者保健福祉手帳を取得する欠点はない

- 手帳を持っていることで、自分自身で「障害者」を意識して生活することになる
  - 手帳を持っていることで自分自身でネガティブな感情、不安を抱く
  - 但し、告知の必要はないため、精神障害者だと知られずに生活することはできる
- 生命保険への加入が難しい
  - 発達障害の診断を受けている場合は、生命保険を組む際に、自分の健康状態を告知する義務がある
  - 発達障害があると加入を認めてもらえない可能性がある
- 住宅ローンが組めない場合がある
- 2年ごとに更新する手間がある
  - 症状が軽くなった場合は審査で、「非該当」と判断されることもある

障害者年金・手帳、障害支援区分、通院公費
各種診断書の更新時期

更新時期を一緒にできないものか

種別	療育手帳	身体障害者手帳	障害支援区分	通院公費	精神障害者手帳	障害者年金
更新	２年18歳未満 なし18歳以上	なし	3年 入院者は6ヶ月	２年	2年	２～５年

例えば

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳
障害支援区分	新規			更新			更新	
通院公費	新規		更新		更新		更新	
精神障害者手帳		新規		更新		更新		更新
精神障害者年金			新規		更新		更新	

国
厚労省へ

種々の障害福祉サービスの手帳や認定証の統合を提案します

障害を持っている1人に、種々の手帳や認定証があると手続き等が煩雑

障害支援区分

通院公費

療育手帳

障害福祉包括手帳

精神障害者手帳

障害者年金

身体障害者手帳

＋

健康保険証

マイナカード

まとめ

障害者手帳に関連して

障害者手帳に関連して、他の障害福祉サービスについて言及

- 障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称
- 制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なる
- いずれの手帳を所持する場合でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている
- 更新時期は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害支援区分、障害者年金、通院公費等、それぞれ異なる
- 国・厚労省への提案：**障害福祉包括手帳** の創設

➡ 数種類ある障害福祉サービスの統合

GORYOKAI